

土壤汚染対策法第4条の届出について

平成29年8月2日（水）
環境省 水・大気環境局

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
- **一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがある**と都道府県知事が認めるとき（第4条）
- 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

上記の場合には、都道府県知事は、土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）に対して、指定調査機関に調査（土壌汚染状況調査）を行わせ、その結果を都道府県知事に報告することを命令

基準超過
汚染あり

区域指定等

- ①要措置区域（汚染の除去等の措置が必要な区域）
→ 都道府県知事が措置を指示
- ②形質変更時届出区域（汚染の除去等の措置が不要な区域）
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

土地の形質変更時の届出と手続の迅速化について

届出の趣旨

- 一定規模以上の土地の形質変更は、多量の土壌の搬出や土地の形質変更に伴う新たな環境リスクを発生させるおそれ
- これらの新たな環境リスクの発生を防止するため、土地の形質の変更をしようとする者に都道府県知事への届出を義務付け、都道府県知事が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるか判断し、認められる場合には指定調査機関による調査を義務付け

都道府県知事に届出を行った場合、30日間は土地の形質変更に着手できないことから、手続の迅速化を求める意見等を踏まえ、以下の改正を実施（平成30年4月1日施行予定）

9 改正の概要

- 土地の形質変更の届出と同時に、指定調査機関が調査した結果を都道府県知事に提出することができることとする。（第4条第2項を新設）
- 上記の調査結果の提出があった場合には、都道府県知事による命令のプロセスを省略する。（第4条第3項ただし書を新設）

- 保安林で行われる治山工事など土壌汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、土壌汚染状況調査における地歴調査（土地の過去の利用状況の調査）でその結果を報告することが可能となり、汚染のおそれがないことが判明した場合については試料採取等は不要となり、手続きが迅速化
- 土地の形質変更の届出と同時に、指定調査機関が調査した結果を都道府県知事に提出することにより、命令等の手続を省略することが可能となり、手続きが迅速化

第1次答申を踏まえた検討

今後の土壌汚染対策の在り方について（第1次答申）【抜粋】 平成28年12月 中央環境審議会

1 土壌汚染状況調査及び区域指定

(2) 一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壌汚染状況調査

②法第4条の届出対象範囲と調査対象とする深度の適正化（法第4条の届出対象範囲）
都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。



○上記答申を踏まえ、手続の効率化と環境リスク発生防止の観点から、引き続き検討

◎改正法第2段階施行(改正法公布(H29.5.19)後2年以内の施行)に合わせるため、平成30年内までの検討を想定

(参考) 第1次答申案に対する反応

①パブリックコメント

都市計画法の都市計画区域外の土地であっても、土地の形質の変更の範囲内に土壌汚染が存在するおそれがあることから届出対象とすべき。【8件】

②全国都道府県及び政令指定都市等土壌環境行政担当課長会議での意見

新幹線という大規模な事業等、都道府県によっては、都市計画区域外でも自然由来等の汚染土壌が出てくる可能性が高い。現時点において事業者^に土壌汚染対策法の対応を要請しているところであるが、届出の対象外とするとその根拠がなくなり、対応に困難。

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※ 従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるために必要な経過措置が設けられている。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。

☆ 具体的な行為は以下のとおり

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆介護福祉士の養成カリキュラムの中で、医療的ケアの講義及び演習を実施し、実地研修を修了した行為を介護福祉士登録証に記載

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
 (全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

○登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等を規定

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
 (全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
- ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

○登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等を規定

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム)
- ・有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

制度（喀痰吸引等）の全体像（概要）

197番

